

～厚生労働大臣が定める揭示事項～

当院は厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

電子的診療情報連携体制整備加算

当院はオンライン資格確認体制を有しており、患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報
その他必要な診療情報を取得活用する等、質の高い医療提供に取り組んでおります。

一般名処方加算

後発医薬品のある医薬品について、特定の薬品名を指定せず、薬品の成分をもとにした
一般名処方により処方箋を発行しております。先発医薬品処方を希望される場合、特別の
料金をお支払いいただく場合があります。ご不明な点がございましたら当院職員までご相談
下さい。

夜間・早朝等加算

厚生労働省の規定により、土曜日の 12:00 以降に受付の方は夜間早朝加算が適応されます。
窓口負担額は 1 割負担 50 円、2 割負担 100 円、3 割負担 150 円です。

時間外対応体制加算 3

継続的に受診している方からの夜間休日の問い合わせに対して、揭示している電話番号で
対応できる体制をとっております。

コンタクトレンズ検査料 1

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療にかかる費用は以下のとおりです。

初診料 291 点 再診料 75 点 コンタクトレンズ検査料 1 200 点

※コンタクトレンズ装用のために受診の方でも、診療内容等により異なった
診療費用を算定する場合があります。

短期滞在手術等基本料 1

短期滞在手術等基本料 1 の基準を満たすための、日帰りで行われる特定の手術に対する
体制が整備されています。

対象手術：水晶体再建術（白内障手術） 翼状片手術（弁の移植を要するもの）

外来・在宅ベースアップ評価料 I

ベースアップ評価料を算定し、その一部を診療料としてご負担いただいております。

医療従事者の賃上げを行い、良質な医療提供を続けるための取り組みです。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。